

山梨県公報

第七百七十六号

平成十八年

十一月二十日

月 曜 日

目 次

結核予防法に基づく医療機関の指定(二件).....	八三三
道路の区域変更(二件).....	八三三
廃川敷地等.....	八三四
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	八三四
公 告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請.....	八三八
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業等の指定.....	八三八
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十五件).....	八四二
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出.....	八四五

告 示

山梨県告示第五百七十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
訪問看護ステーション西八代	西八代郡市川三郷町市川大門四百十六番地

山梨県告示第五百七十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

山梨県公報 第七百七十六号 平成十八年十一月二十日

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
ミルキッズ調剤薬局	甲府市宮原町字岡田二千一番

山梨県告示第五百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十八年十二月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 国道
- 二 路 線 名 一四一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北杜市高根町大字長沢字神久保四六〇番の 一地从から 北杜市高根町大字長沢字神久保四六〇番の 一地从まで	九・四 九・五	九・四 九・五	一一・八	二・四

山梨県告示第五百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十八年十二月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 北杜富士見線

三 道路の区域

区 間	旧新の別	
	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
北杜市小淵沢町字大平一〇〇六一番地先から 北杜市小淵沢町字棒道下一〇二五八番の四 地先まで	五・〇	二二〇〇・〇
	一〇〇・〇	二二〇〇・〇
	二二・〇	三三九〇・〇
	四〇・〇	三三九〇・〇
新	二二・〇	三三九〇・〇
	四〇・〇	三三九〇・〇

山梨県告示第五百七十九号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 河川の名称 富士川水系 重川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十八年十一月二十日
- 三 廃川敷地等の位置 甲州市塩山千野字下河原二百七十八の四番地先から甲州市塩山竹森字岩下九十五の一番地先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 一万七千七百五十五・七二平方メートル

山梨県告示第五百八十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 土砂災害警戒区域

市町村名		土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略)
南部町	真篠 1	真篠 1	急傾斜地の崩壊	
	真篠 2	真篠 2	急傾斜地の崩壊	
	切久保の 1	切久保の 1	急傾斜地の崩壊	
	切久保の 2	切久保の 2	急傾斜地の崩壊	
	向島	向島	急傾斜地の崩壊	
	町屋の 1	町屋の 1	急傾斜地の崩壊	
	町屋の 2	町屋の 2	急傾斜地の崩壊	
	町屋の 3 1	町屋の 3 1	急傾斜地の崩壊	
	町屋の 3 2	町屋の 3 2	急傾斜地の崩壊	
	町屋の 3 3	町屋の 3 3	急傾斜地の崩壊	
	矢島 1	矢島 1	急傾斜地の崩壊	
	矢島 2	矢島 2	急傾斜地の崩壊	
	東市組 1	東市組 1	急傾斜地の崩壊	
	東市組 2	東市組 2	急傾斜地の崩壊	
	西市組の 1	西市組の 1	急傾斜地の崩壊	
	火打石	火打石	急傾斜地の崩壊	
	竹の沢 1	竹の沢 1	急傾斜地の崩壊	

東根熊の3	西市組の4	西市組の3 2	西市組の3 1	西市組の2	坂本	御堂の4	御堂の3	御堂の2	御堂の1	徳間南又 2	徳間南又 1	徳間根熊	上徳間の1	西根熊	東根熊の2	東根熊の1	竹の沢 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

南又川 4	南又川 3	南又川 2	南又川 1	長瀬川	東沢川	陰沢川	根熊川 2	根熊川 1	竹の沢川 2	竹の沢川 1	竹ノ沢長瀬川	徳間下村の2 2	徳間下村の2 1	徳間下村の1	南又 2	南又 1	上徳間の2	東根熊の4
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

坂本有東川	上矢沢	舟沢川 5	舟沢川 4	舟沢川 3	舟沢川 2	舟沢川 1	修善寺川	大掘川	舟沢川	根岸沢川	向田川 2	向田川 1	鯨野川	釜の奥川	北沢川	寺沢川	井戸沢川	天神沢川
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

南部町												市町村名	二 土砂災害特別警戒区域		
矢島 2	矢島 1	町屋の3 3	町屋の3 2	町屋の3 1	町屋の2	町屋の1	向島	切久保の2	切久保の1	真篠 2	真篠 1		区域の名称	大平川	日向川
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり (図面省略)												土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項			

西市組の2	坂本	御堂の4	御堂の3	御堂の2	御堂の1	徳間南又2	徳間南又1	徳間根熊	上徳間の1	西根熊	東根熊の2	東根熊の1	竹の沢2	竹の沢1	火打石	西市組の1	東市組2	東市組1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

長瀬川	東沢川	陰沢川	根熊川2	根熊川1	竹の沢川2	竹ノ沢長瀬川	徳間下村の22	徳間下村の21	徳間下村の1	南又2	南又1	上徳間の2	東根熊の4	東根熊の3	西市組の4	西市組の32	西市組の31
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

南又川 1	土石流
南又川 2	土石流
南又川 3	土石流
南又川 4	土石流
天神沢川	土石流
寺沢川	土石流
北沢川	土石流
釜の奥川	土石流
鯨野川	土石流
向田川 1	土石流
向田川 2	土石流
根岸沢川	土石流
舟沢川	土石流
大掘川	土石流
修善寺川	土石流
舟沢川 1	土石流
舟沢川 2	土石流
舟沢川 3	土石流
舟沢川 4	土石流

公 告

上矢沢	土石流
坂本有東川	土石流
日向川	土石流
大平川	土石流

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成十八年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十八年十月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人さくらハウス石和
 - 2 代表者の氏名 關本里枝
 - 3 主たる事務所の所在地 笛吹市石和町市部四百四十八番地
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、在宅の精神障害者、及び精神的な問題のために社会適応の困難な者に対し、小規模作業所の運営による生活支援、及び就労支援事業等を通じて、自立支援、社会復帰の促進を図り、精神障害者とその家族の福利の増進、及び地域福祉の発展に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十八年十月二十八日から同年十二月二十七日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
アーク調剤薬局山梨店	山梨市小原西一六八番地	一九四〇二二〇四二八	居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年七月一日
アーク調剤薬局山梨店	山梨市小原西一六八番地	一九四〇二二〇四二八	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年七月一日
桜井寮	甲府市桜井町五五八番地	一九七〇二〇〇一九二	介護予防短期入所生活介護	平成十八年七月一日
「ひばり」川田デイサービスセンター	甲府市川田町四〇番地二	一九七〇二〇一九〇	短期入所生活介護	平成十八年七月一日
介護付有料老人ホームヴィレッタ甲府	甲府市下飯田二丁目二番三〇号	一九七〇二〇二二二三	介護予防特定施設入居者生活介護	平成十八年七月一日
望月クリニック・デイ・ケアセンター	甲府市塩部四丁目一六番一	一九七〇二〇二二二二	訪問リハビリテーション	平成十八年七月一日
望月クリニック・デイ・ケアセンター	甲府市塩部四丁目一六番二	一九七〇二〇二二二二	介護予防訪問リハビリテーション	平成十八年七月一日
ライフサポーターひかり	甲府市塩部一丁目一四番八号紫荘F号室	一九七〇二〇二二三〇	訪問介護	平成十八年七月一日
松蔭居宅介護	山梨市鴨居寺	一九七〇二〇〇	居宅介護支援	平成十八年七月

支援事業所	所在地	番号	サービスの種類	指定年月日
有限会社あいケアサービス市川三郷事業所	西八代郡市川三郷町高田一〇八〇番地	一九七〇六〇〇二七四	介護予防訪問介護	平成十八年七月一日
株式会社居宅介護支援事業所ケアプラン三郷	西八代郡市川三郷町大塚四四五九番地	一九七〇六〇〇三五七	居宅介護支援	平成十八年七月一日
特別養護老人ホーム志仁也	大月市初狩町下初狩四一四六番地一〇	一九七二四〇〇三九三	短期入所生活介護	平成十八年七月一日
特別養護老人ホーム志仁也	大月市初狩町下初狩四一四六番地一〇	一九七二四〇〇三九三	介護予防短期入所生活介護	平成十八年七月一日
スマイルデイサービスセンター	南アルプス市沢登四五六番地	一九七二六〇〇〇九一	介護予防通所介護	平成十八年七月一日
寄りあいどころきらら	南アルプス市百々一三二九番地	一九七二六〇〇四五五	介護予防通所介護	平成十八年七月一日
デイサービスほんぼん時計	南アルプス市塚原一八〇六番地	一九七二六〇〇四七一	通所介護	平成十八年七月一日
特別養護老人ホームゆめみどり	甲斐市玉川一七〇〇番地一	一九七二七〇〇二〇六	通所介護	平成十八年七月一日
特別養護老人	甲斐市玉川一	一九七二七〇〇	短期入所生活介護	平成十八年七月

ホームゆめみどり	七〇〇番地一	二〇六	護	一日
特別養護老人ホームゆめみどり	甲斐市玉川一七〇〇番地一	一九七二七〇〇 二〇六	介護予防短期入所生活介護	平成十八年七月一日
特別養護老人ホームゆめみどり	甲斐市玉川一七〇〇番地一	一九七二七〇〇 二〇六	介護老人福祉施設	平成十八年七月一日
特別養護老人ホームゆめみどり	甲斐市玉川一七〇〇番地一	一九七二七〇〇 二〇六	介護予防通所介護	平成十八年七月一日
甲州ケア・ホーム訪問リハビリテーション	笛吹市石和町四日市場二〇三一番地	一九七二八〇〇 二九五	訪問リハビリテーション	平成十八年七月一日
甲州ケア・ホーム訪問リハビリテーション	笛吹市石和町四日市場二〇三一番地	一九七二八〇〇 二九五	介護予防訪問リハビリテーション	平成十八年七月一日
ハートサービス身延	南巨摩郡身延町常葉三八七八番地	一九七〇七〇〇 八〇一	居宅介護支援	平成十八年七月三日
身延ヘルパーステーション	南巨摩郡身延町常葉三八七八番地	一九七〇七〇〇 八一九	訪問介護	平成十八年七月三日
身延ヘルパーステーション	南巨摩郡身延町常葉三八七八番地	一九七〇七〇〇 八一九	介護予防訪問介護	平成十八年七月三日

ゆう歯科クリニック	南巨摩郡南部町万沢字上越渡一三二六番地一〇	一九三〇七〇〇 五七八	訪問看護(みなし)	平成十八年七月十九日
ゆう歯科クリニック	南巨摩郡南部町万沢字上越渡一三二六番地一〇	一九三〇七〇〇 五七八	介護予防訪問看護(みなし)	平成十八年七月十九日
ゆう歯科クリニック	南巨摩郡南部町万沢字上越渡一三二六番地一〇	一九三〇七〇〇 五七八	居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年七月十九日
ゆう歯科クリニック	南巨摩郡南部町万沢字上越渡一三二六番地一〇	一九三〇七〇〇 五七八	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十八年七月十九日
ゆう歯科クリニック	南巨摩郡南部町万沢字上越渡一三二六番地一〇	一九三〇七〇〇 五七八	訪問看護(みなし)	平成十八年七月十九日
ゆう歯科クリニック	南巨摩郡南部町万沢字上越渡一三二六番地一〇	一九三〇七〇〇 五七八	介護予防訪問リハビリテーション(みなし)	平成十八年七月十九日
笛吹市芦川国民健康保険診療所	笛吹市芦川町鷺宿四六六番地一	一九一一八一〇 三七〇	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十八年八月一日
笛吹市芦川国民健康保険診療所	笛吹市芦川町鷺宿四六六番地一	一九一一八一〇 三七〇	訪問看護(みなし)	平成十八年八月一日

笛吹市芦川国 民健康保険診 療所	笛吹市芦川国 民健康保険診 療所	笛吹市芦川国 民健康保険診 療所	笛吹市芦川国 民健康保険診 療所	笛吹市芦川国 民健康保険診 療所	笛吹市芦川国 民健康保険診 療所	笛吹市芦川国 民健康保険診 療所	笛吹市芦川国 民健康保険診 療所	笛吹市芦川国 民健康保険診 療所	笛吹市芦川国 民健康保険診 療所	笛吹市芦川国 民健康保険診 療所	笛吹市芦川国 民健康保険診 療所
地一 鶯宿四六六番	地一 鶯宿四六六番	地一 鶯宿四六六番	地一 鶯宿四六六番	地一 鶯宿四六六番	地一 鶯宿四六六番	地一 鶯宿四六六番	地一 鶯宿四六六番	地一 鶯宿四六六番	地一 鶯宿四六六番	地一 鶯宿四六六番	地一 鶯宿四六六番
一九三二八二〇 三六八	一九三二八二〇 三六八	一九三二八二〇 三六八	一九三二八二〇 三六八	一九三二八二〇 三六八	一九三二八二〇 三六八	一九三二八二〇 三六八	一九三二八二〇 三六八	一九三二八二〇 三六八	一九三二八二〇 三六八	一九三二八二〇 三六八	一九三二八二〇 三六八
介護予防訪問看 護(みなし)	介護予防訪問看 護(みなし)	介護予防訪問看 護(みなし)	介護予防訪問看 護(みなし)	介護予防訪問看 護(みなし)	介護予防訪問看 護(みなし)	介護予防訪問看 護(みなし)	介護予防訪問看 護(みなし)	介護予防訪問看 護(みなし)	介護予防訪問看 護(みなし)	介護予防訪問看 護(みなし)	介護予防訪問看 護(みなし)
平成十八年八月 一日	平成十八年八月 一日	平成十八年八月 一日	平成十八年八月 一日	平成十八年八月 一日	平成十八年八月 一日	平成十八年八月 一日	平成十八年八月 一日	平成十八年八月 一日	平成十八年八月 一日	平成十八年八月 一日	平成十八年八月 一日

民健康保険診 療所	ヘルパーステ ーション花み ずき	通所介護施設 ひまわり	医療法人財団 交通会指定訪 問リハビリテ ーションしも べ	特定施設入居 者生活介護事 業所豊寿荘	特定施設入居 者生活介護事 業所豊寿荘	訪問介護事業 所豊寿荘	訪問介護事業 所豊寿荘	福祉用具あ お	福祉用具あ お
地一 鶯宿四六六番	甲府市上石田 一丁目三番二 八号	笛吹市八代町 北一五四一番 地七	南巨摩郡身延 町下部一〇六 三番地	南アルプス市 十日市場七二 七番地	南アルプス市 十日市場七二 七番地	南アルプス市 十日市場七二 七番地	南アルプス市 十日市場七二 七番地	笛吹市石和町 唐柏五三八番 地二	笛吹市石和町 唐柏五三八番 地二
三六八	一九七〇二〇二 〇七三	一九七〇五〇〇 四一七	一九七〇七〇〇 七八五	一九七二六〇〇 四八九	一九七二六〇〇 四八九	一九七二六〇〇 四九七	一九七二六〇〇 四九七	一九七二八〇〇 三〇三	一九七二八〇〇 三〇三
ハビリテーショ ン(みなし)	介護予防訪問介 護	介護予防通所介 護	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン	特定施設入居者 生活介護	介護予防特定施 設入居者生活介 護	訪問介護	介護予防訪問介 護	福祉用具貸与	福祉用具貸与
平成十八年八月 一日	平成十八年八月 一日	平成十八年八月 一日	平成十八年八月 一日	平成十八年八月 一日	平成十八年八月 一日	平成十八年八月 一日	平成十八年八月 一日	平成十八年八月 一日	平成十八年八月 一日

福祉用具あおしば	笛吹市石和町 唐柏五三八番 地二	一九七一八〇〇 三〇三	特定福祉用具販売	平成十八年八月一日
福祉用具あおしば	笛吹市石和町 唐柏五三八番 地二	一九七一八〇〇 三〇三	特定介護予防福祉用具販売	平成十八年八月一日
福祉用具あおしば	笛吹市石和町 唐柏五三八番 地二	一九七一八〇〇 三〇三	介護予防福祉用具貸与	平成十八年八月一日
中川歯科医院	笛吹市石和町 市部一〇二二番地	一九三二八〇〇 三七七	訪問看護（みなし）	平成十八年八月二十二日
中川歯科医院	笛吹市石和町 市部一〇二二番地	一九三二八〇〇 三七七	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十八年八月二十二日
中川歯科医院	笛吹市石和町 市部一〇二二番地	一九三二八〇〇 三七七	居宅療養管理指導（みなし）	平成十八年八月二十二日
中川歯科医院	笛吹市石和町 市部一〇二二番地	一九三二八〇〇 三七七	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成十八年八月二十二日
中川歯科医院	笛吹市石和町 市部一〇二二番地	一九三二八〇〇 三七七	介護予防訪問看護（みなし）	平成十八年八月二十二日
中川歯科医院	笛吹市石和町 市部一〇二二番地	一九三二八〇〇 三七七	介護予防訪問リハビリテーション（みなし）	平成十八年八月二十二日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十八年十一月二十日

- 一 処分をした年月日 平成十八年十月二日 山梨県知事 山本 栄彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 早邦建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡早川町高住六百四十五番地二十七
 - 3 代表者の氏名 望月辰男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一三）第三五号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可並びに建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年九月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十八年十一月二十日

- 一 処分をした年月日 平成十八年十月十六日 山梨県知事 山本 栄彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社佐藤建設工業
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市小原西千二百七十四番地
 - 3 代表者の氏名 佐藤良夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一三）第一〇八〇号
- 四 処分の内容 大工工事業、石工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年十月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年十月二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社高山工業所
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町相又四百九十七番地一
 - 3 代表者の氏名 高山栄
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一三)第一一四五号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年九月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年十月二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社小島組
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山三日市場二千六百七十五番地
 - 3 精算人の氏名 小島健治
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第一一七七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年九月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年十月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 西島建設有限公司
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町西嶋千三百六十七番地二
 - 3 代表者の氏名 望月福造
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一六)第一三五六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年十月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年十月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社高山建設
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市大下条千二十三番地
 - 3 代表者の氏名 長田英二
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一三)第二二七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年九月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年十月十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 春日居工業株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 山梨市歌田百十番地三
- 3 代表者の氏名 天川達夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第五四六九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年九月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十八年十一月二十日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十八年十月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 長田建設有限公司
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市穴山町二千九十六番地の一
 - 3 代表者の氏名 長田初幸
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第六一七九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年十月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十八年十一月二十日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十八年十月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 三沢工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市白州町横手千三百八番地二

- 3 代表者の氏名 三澤仁
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第六六〇四号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年十月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十八年十一月二十日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十八年十月十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 滝口電気商会
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上暮地八丁目八番十三号
 - 3 代表者の氏名 滝口萬利
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第六九五三号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年九月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十八年十一月二十日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十八年十月十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 山梨県建築リフォーム協同組合
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市蓬沢町千四百四十六番地
 - 3 代表者の氏名 小宮山要
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第七五二五号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装

仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
五 処分の原因となった事実 平成十八年十月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十八年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年十月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社トーケン
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市白井町六百六十七番地
- 3 代表者の氏名 村松孝
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第七六三七号
- 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年十月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十八年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年十月十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社山交
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市丸の内一丁目三番三号
- 3 代表者の氏名 内田賢一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第八三九〇号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年十月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十八年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年十月二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社ヤマト
- 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山赤尾四百五十一番地一
- 3 代表者の氏名 藪内博
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第八五七三号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年九月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十八年十一月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年十月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 おおぞら建設株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市旭五丁目六番二十五号
- 3 代表者の氏名 渡邊操
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）第八七四二号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年十月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、次

のとおり昭和町田富町鍛冶新居土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があつた。

平成十八年十一月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

氏名	住所
中込 近雄	中央市山之神三千六百二十番地十一
小林 政博	中央市山之神三千六百二十三番地五
杉山 隆	中央市山之神三千六百三十二番地十
竹野 一郎	中央市山之神八百五十三番地九
田中 孝行	中央市山之神六百九十八番地
中込 宗雄	中央市山之神六百八十八番地
小林 政文	中央市山之神八百四番地
名取喜久一	中央市山之神七百二十番地